

潟上市認定こども園・保育所給食調理等業務  
プロポーザル実施要領

令和7年10月

潟 上 市

## 1 目的

潟上市立認定こども園・保育所（以下「認定こども園等」という。）の給食の調理業務等を民間事業者へ委託するに当たり、実績のある事業者から最新の知識と技術、更に豊富な経験に基づく企画の提案を受けることが可能な公募型プロポーザル方式により、園給食の教育的意義や役割を理解し、より安全でおいしい給食を提供することができる事業者の選定を行う。

## 2 一般事項

- (1) 名称 潟上市認定こども園・保育所給食調理等業務プロポーザル
- (2) 主催者 潟上市
- (3) 趣旨 当該業務に係る業務契約候補者の選定に必要な提案書の提出を求める。
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式とし、主催者が別に定める審査会で選定する。
- (5) 事務局 潟上市 福祉保健部 子育て応援課 施設運営支援班  
〒010-0201 秋田県潟上市天王字棒沼台 226-1  
TEL 018-853-5362  
FAX 018-853-5233  
E-mail kosodate-fos@city.katagami.lg.jp
- (6) 公表方法 本委託事業に関する要領等の資料は、潟上市のホームページからダウンロードすること。  
URL <https://www.city.katagami.lg.jp/>  
※潟上市トップページ→「組織案内」→「福祉保健部」→  
「子育て応援課」→「施設運営支援班」
- (7) 公表書類 プロポーザル実施要領、仕様書、関係書類 ほか

## 3 審査・選定

業務契約候補者の審査・選定は以下の方法で行う。

### (1) 選定方法

事業者の選考に当たっては、潟上市認定こども園・保育所給食調理等業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）による書類審査（評価項目ごとに得点化）及びヒアリングにより業務契約候補者等を選定する。その後、業務契約候補者と仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により当該業務の契約の締結予定者を決定する。

### (2) 審査方法

ア 提出された提案書及びヒアリング内容を、下記の（3）評価基準に基づいて審

査会が評価・採点することにより審査する。

イ 提案者が1者の場合でも審査を行い、審査会が適切な事業者と判断した場合は業務契約候補者とする。

ウ 審査会の委員は、業務契約候補者が決定した後に公表する。

### (3) 評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
認定こども園等給食に対する考え方について	①認定こども園等の給食及びおやつの意義や特色に対する理解度、取組姿勢について ②地産地消や食育に関する考え方及び園への協力体制等について	25点
認定こども園等の給食業務の実績	①認定こども園等給食の献立作成及び調理実績 ②本業務を受託する際の信頼性、確実性の確認	
運営体制について	①人員配置、配置予定者の資格・経験等について ②業務責任者等の配置及び組織体制について ③雇用計画について ④従事者の休暇等における代替者確保等について	20点
教育、研修計画等について	①従事者に対する巡回指導及び研修計画について ②受託決定から業務開始までの研修計画について	
給食調理等について	①調理業務の進め方、業務マニュアルの作成等について ②おいしい給食を提供するための計画等について	45点
衛生管理体制について	①認定こども園等の給食調理に係る衛生管理に関する考え方について ②衛生管理に対する、具体的なチェック方法や報告・管理体制について ③従事者の健康管理対策について	
危機管理体制等に	①食中毒や異物混入等防止対策及び発生時	

について	<p>の対処方法、報告体制について</p> <p>②食中毒等発生時の給食の提供方法（代替措置など）について</p> <p>③不測の事態に備えた損害補償への対応について</p> <p>④災害発生時における本市への協力体制について</p> <p>⑤アレルギー対応の実施方法及び実施体制について</p>	
見積書	<p>①仕様内容、提案内容との整合性（最安提案額／提案額）×（配点）</p> <p>※小数点以下は切り捨てとする</p>	10点

審査会の委員1名当たりの配点。

(4) 審査結果等の発表

審査結果等については、令和7年11月下旬（予定）に提案者へ通知するほか、事務局にて公表する。

(5) 審査会

ア 名称 渦上市認定こども園・保育所給食調理等業務プロポーザル審査会  
イ 審査委員 5人

ウ 第1回（実施要領等の協議） 令和7年9月30日（金）開催

第2回（書類及びヒアリング審査） 令和7年11月14日（金）開催予定

#### 4 参加資格要件

(1) 令和8年度（2026年度）の渦上市入札参加資格者名簿登録予定業者であり、かつ、取扱業務が「給食業務」であること。

※渦上市トップページ→「組織案内」→「総務部」→「総務課」→「管財班」により申請を行うこと。

(2) 「渦上市認定こども園・保育所給食調理等業務委託仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。

(3) 認定こども園等の給食施設での調理業務の受託実績が3年以上あり、かつ、現在も受託していること。（基準日 令和7年10月1日）

(4) 「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省作成）」、「学校給食衛生管理基準（文部科学省制定）」及び文部科学省・厚生労働省が定める給食関係のマニュアルその他関係通知等に基づく園給食業務が可能であること。

(5) 過去3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）に、園給食調理業務及び学校給食調理業務において食品衛生法の規定による営業停止処分を受けていないこと。

- (6) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (7) 認定こども園等給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (8) 製造物責任法の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の適用を申請した者にあつては、同法の規定に基づき更生又は再生手続開始決定がなされていること。
- (11) 潟上市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成17年訓令第26号）に基づく資格停止期間中でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (13) 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納していないこと。契約時に納税証明書の提出を求める。

## 5 手続等

### (1) 参加申込

本プロポーザルに参加を申込する者は、別添「提出書類作成要領」に従い、「参加申込書（兼参加資格審査申請書）」（様式第1号）を作成すること。

- ア 提出場所 事務局
- イ 期 間 令和7年10月7日（火）から令和7年10月22日（水）正午まで。
- ウ 提出方法 持参又は書留による郵送とする。封書には「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。  
郵送の場合は、期限までに到着したものに限り。（配達証明付郵便等、発送者が到着時刻を確認できるものに限り）  
ただし、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。
- エ 結果通知 令和7年10月28日（火）（通知日）まで参加資格結果について通知する。

### (2) 質疑応答

本プロポーザルの参加申込書及び提出書類等についての質問は、「質問書」（様式第2号）により提出すること。

- ア 提出場所 事務局
- イ 期 間 令和7年10月7日（火）から令和7年10月15日（水）の

- 土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時～午後4時まで。
- ウ 提出方法 電子メール（開封確認要求付き）により提出することとする。ただし、本市は電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。
- エ 回 答 令和7年10月17日（金）まで本市のホームページにより公表する。なお、質問事項の内容により回答できない場合がある。

### （3）現地見学

本プロポーザルへの参加申込予定者で現地見学を希望する者は、「現地見学申込書」（様式第3号）により申込みの上、参加すること。

- ア 提出場所 事務局
- イ 申込期間 令和7年10月7日（火）から令和7年10月10日（金）正午まで。
- ウ 申込方法 電子メール（開封確認要求付き）により提出することとする。ただし、本市は電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。
- エ 現地見学 令和7年10月15日（水）（後日別途連絡）  
※ 参加人数は1事業者につき3名以内とする。  
現地（正面玄関）集合とする。  
各園15分とする。  
調理室に入室する場合は、その者の直近1か月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌O-157）、清潔な衣服（白衣及び帽子等）を用意すること。  
室内用の靴（校内用、調理室用等）は各自用意すること。

### （4）提案書等

本プロポーザルの提案者は、別添「提出書類作成要領」に従い、提案書（様式第4号～様式第6号）及び見積書（様式第7号）を提出すること。

- ア 提出場所 事務局
- イ 期 間 令和7年10月31日（金）正午まで。
- ウ 提出方法 持参又は書留による郵送とする。封書には「プロポーザル提案書在中」と朱書きすること。  
郵送の場合は、期限までに到着したものに限る。（配達証明付郵便等、発送者が到着時刻を確認できるものに限る）  
ただし、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。
- エ 提案数 1事業者につき1提案とする。
- オ 提出部数等 別添「提出書類作成要領」のとおり。

#### (5) ヒアリング

提出された提案書に基づき、1事業者ずつヒアリングによる審査を行う。なお、ヒアリングは、公平性を確保するため匿名とする。

- ア 実施場所 鴻上市役所2階 第3・4会議室
- イ 実施時期 令和7年11月14日(金) ※時間は別途通知
- ウ 実施方法 提出された提案書に基づき、ヒアリング(20分程度)を行う。
- エ 出席者 3名まで
- オ 準備物 プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自準備すること(スクリーンは事務局で準備する。)
- カ 順番 提案書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

### 6 業務契約者決定、業務開始までの日程 ※予定

プロポーザル実施要領の公表	令和7年10月7日
現地見学の受付期間	令和7年10月7日～10月10日
現地見学	令和7年10月15日
質問書の受付	令和7年10月7日～10月15日
質問書への回答	令和7年10月17日
参加申込書の受付期間	令和7年10月7日～10月22日
参加資格確認結果の通知	令和7年10月28日
提案書の受付期間	令和7年10月7日～10月31日
書類及びヒアリング審査	令和7年11月14日
業務契約候補者(審査結果)の決定通知	令和7年11月下旬
業務契約候補者との協議・調整	令和8年1月上旬～1月中旬
契約の締結	令和8年1月下旬
業務開始	令和8年4月1日

※日程については変更となる場合があります。

### 7 調理等業務委託

#### (1) 調理等業務委託契約

「3. 審査・選定」による業務契約候補者と随意契約(地方自治法施行令第16条の2第2項第2号)する。業務契約候補者との契約が成立しない場合は、次点以降の提案者と順次交渉を行う。

#### (2) 業務概要

- ア 業務名 鴻上市認定こども園・保育所給食調理等業務
- イ 履行場所 天王こども園ほか4園(令和8年度)

	天王こども園ほか2園（令和9年度、令和10年度） （業務委託仕様書のとおり）
ウ 業務内容	認定こども園・保育所の給食調理等 （業務委託仕様書のとおり。）
エ 履行期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
オ 留意事項	令和9年4月1日より追分保育園の民営化、若竹幼児教育センターの昭和こども園への統合を予定していることから、令和9年度及び令和10年度については、履行場所は天王こども園ほか2園となる。

### （3）委託料（提案上限額）

507,032,000円

[	ただし、令和8年度	200,701,000円
	令和9年度	149,846,000円
	令和10年度	156,485,000円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

## 8 著作権及び提出図書等の取扱い

### （1）著作権

提出された提案書の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。

### （2）提出図書等の取扱い

市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他市が必要と認めるときに、提案書が無償で使用できるものとする。

## 9 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要したすべての経費は、提案者の負担とする。

## 10 留意事項

（1）次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。

ア 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合。

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

ウ この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接、間接を問わず求めた場合。

エ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受けた場合。

オ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合。

カ その他主催者または審査会が不適格と認める場合。

(2) 提案者は、参加申込書の提出をもって、この実施要領や関連仕様書その他この契約に関する事項すべてを承諾したものとみなします。

(3) 事務局が受理した提出書類の差替え、修正、再提出は認めません。

## 11 その他

(1) 市は、8. (2) を除き、提出書類を無断で使用しないものとする。

ただし、本件に係る情報公開請求があった場合には、潟上市情報公開条例（平成25年条例第35号）に基づき提出書類を公開することがある。

(2) 市は、業務契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(5) 提案者は、本プロポーザルで知り得た情報等を、事務局の許可なく第三者へ提供してはならない。